第１回オンライン会合～環境創造室の現在地とこれから～を開催しました！

環境省
Ministry of the Environment

■令和8年度　水辺の環境活動プラットフォーム　第1回オンライン会合開催レポート

【オンライン会合の開催について】

　これまでの水環境行政では、水質改善・環境保護を中心とした取組が進められてきました。これからは、地域の「良好な環境」を価値として見える化し、関係者をつなぎ、地域で「良好な環境」を保全し、活用し続けられる仕組みを整えていくことが重要です。

　環境省では、令和8年度にプラットフォーム会員を対象とした、全3回のオンライン会合を開催します。良好な環境を保全・活用するために地域で活動している方や、これから活動を始めたい方に向けて、水辺・海辺の「保全」と「活用」に関する施策や取組を共有し、地域の活動に役立つ情報やつながりを提供する場としていきたいと考えています。

【第1回オンライン会合の概要】

　第1回として、森川室長、窪田室長補佐から環境省環境創造室の考え方と令和８年度取組の全体像を紹介しました。生物多様性や景観、地域文化など水環境の多面的な価値を捉え、地域活性化や住民のウェルビーイング向上につなげるためのモデル事業の実施、プラットフォームの運営、新たな制度構築について解説しました。



友納環境大臣政務官からの挨拶



これからの水環境行政の説明


質問対応の様子

【参加者からの質問と回答】

　参加者から事前・当日に受け付けた質問に対して回答しました。（一部抜粋）

Q1：他省庁（国交省・農水省など）の水辺事業との違いや連携状況は？

A：現場での活動は重複する部分もありますが、目的（環境保全、水産業振興、河川・港湾管理など）は異なります。環境省は「環境面の価値や保全基盤の構築」を第一義としています。他省庁と互いに補い合いつつ、緊密に情報共有し、連携して地域の支援体制を充実させていきます。

Q2：里海づくりモデル事業の重要ポイントと、モデル事業終了後の支援は？

A：里海づくりで大切なのは「①保全活動への挑戦、②活動の継続性を担保する保全と利活用の同時追求、③歴史や文化を尊重する多様な主体の参画」の３点です。モデル事業終了後は相談窓口のほか、全国の地方環境局が地域単位での情報共有やネットワーキングを通じて伴走支援を継続します。

Q3：水辺の環境活動はネイチャーポジティブの取組に入るのか？また今後の方向性は？

A：生物多様性増進法にもとづき地域の保全回復活動を進めていくとともに、企業サプライチェーンでの自然資本の価値評価など、経済社会の仕組みに組み込んでいくことを目指します。水環境では、名水里海観光等のモデル事業の好事例を蓄え、将来的には制度的な取り組みにつなげていきたいと考えています。

～次回オンライン会合のお知らせ～
第2回オンライン会合は 12 月 2 日開催予定です！

※第2回以降は参加にあたり水辺の環境活動プラットフォームへの登録が必須となります。水辺の環境活動プラットフォームへのご登録よろしくお願いします！
水辺の環境活動プラットフォーム ｜ 環境省